

大和市告示第5号

大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年1月4日

大和市長 古谷田 力

大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱（令和5年大和市告示第146号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和5年7月1日」を「令和6年1月1日」に改め、同条第2号中「令和5年9月30日」を「令和6年3月31日」に改める。

第4条第1号から第3号までを削り、同条第4号中「令和5年4月」を「令和5年10月」に改め、同号を同条第1号とし、同条第5号を同条第2号とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法）

第8条 第4条、第5条第1項、第6条前段及び前条の手続は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号）及び大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の規定の例により、同条例第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

別表第1支援金の額の欄中「100,000円」を「110,000円」に、「令和5年7月1日」を「令和6年1月1日」に、「14,000円」を「18,000円」に改め、同表備考第2項中「令和5年7月1日」を「令和6年1月1日」に改める。

別表第2第2号様式の項及び第3号様式の項を削り、同表様式番号の欄中「第4号様式」を「第2号様式」に、「第5号様式」を「第3号様式」に、「第6号様式」を「第4号様式」に改め、同表関係条文の欄中「第7条」を「第6条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市高齢者施設等物価高騰対策支援金事業実施要綱の規定により支給した支援金に係る返還については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。